

重点 4

飲酒運転の根絶

広く県民に対し、飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故の悲惨さを訴えて意識改革を進めるとともに、運転者の交通安全意識の高揚を図り、飲酒運転を根絶する。

運転者

○飲酒運転に係る罰則及び行政処分が大幅強化されたことをよく認識し、酒気を帯びて車両等を絶対に運転しない。

家庭・地域・職場

- 広く県民に対し、飲酒運転の悪質性、危険性、交通事故の悲惨さを訴えて意識改革を進めるとともに、酒気を帯びた人には、絶対に運転させない。また、
 - ・飲酒運転をするおそれがある人に、車両等を提供しない
 - ・飲酒運転をするおそれのある人に、酒類を提供しない、飲酒を勧めない
 - ・運転者が酒気を帯びていることを知りながら同乗しない
- お酒を飲んだら車を運転しない、運転するときはお酒を飲まない、運転する人にはお酒を飲ませない「三ない運動」を推進し、飲酒運転を許さない環境づくりに努める。
- 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動を促進する。
- 常習飲酒運転者対策を強化推進し、広く県民に対し、飲酒運転の悪質性、危険性、交通事故の悲惨さを訴えて意識改革を進める。
- 各種広報媒体の活用による、飲酒運転の根絶に向けた広報啓発活動を推進する。
- 自動車運送業者の営業所等におけるアルコール検知器の普及及びその適正な活用を促進する。

重点 5

交通安全新3S(シルバー・スロー・シー)運動の推進

交通死亡事故の特徴を踏まえた、交通安全新3S運動を推進し、交通死亡事故等の抑止を図る。

シルバー(高齢者事故の防止)

- 運転者は、高齢者等が見えたら速度を落とす等の思いやり運転を実践する。
- 高齢歩行者は、夕暮れから夜間にかけて外出するときは、明るい服装や反射材用品等を着用する等、運転者から発見されやすいよう努める。
- 深夜に高齢歩行者を見かけた場合の「交通安全おたすけコール運動」を推進する。

スロー(ゆとりある速度の実践)

- 運転者は制限速度を守り、歩行者や自転車の急な動きや飛び出しに対応できるよう安全な速度で運転する。
- 家庭や職場において、速度の出し過ぎによる危険性や交通マナーなどについて話し合い、交通安全の意識を高める。

シー(交差点・踏切事故の防止)

- 一時停止標識のある交差点や踏切を通過する際は、手前で確実に一時停止して、前方・左右の確実な安全確認を行う。



平成26年

春の交通安全県民運動 実施要綱

平成26年2月18日
福井県交通対策協議会

第1 目的

この運動は、県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期間

- ・運動期間：平成26年4月6日(日)から4月15日(火)までの10日間
- ・交通事故死ゼロを目指す日：平成26年4月10日(木)

第3 主唱

福井県交通対策協議会

第4 統一行動日

平成26年4月7日(月)「一斉街頭活動日」

第5の実施機関・団体が、交差点等の街頭において県下一斉に交通安全啓発活動および交通安全指導を行う日とする。

第5 実施機関・団体

福井県、福井県警察本部、福井県教育委員会、市町および福井県交通対策協議会の構成機関・団体

第6 推進方法

- 1 実施機関・団体は、本運動の趣旨等について組織のすみずみまで浸透を図るとともに、具体的な実施計画を策定し、これに基づき早期に推進体制を確立するものとする。
- 2 実施機関・団体は、本運動が真に県民総ぐるみの運動として成果があがるよう、それぞれに創意工夫を凝らした交通安全教育、街頭指導等の交通安全活動を実施する。
また、あらゆる広報媒体を積極的に活用した広報啓発活動により、県民に対する交通安全意識の啓発に努めるものとする。
その際、交通事故被害者等の視点に配慮しながら、交通事故の悲惨さや生命の尊さを広く県民に訴え、理解の増進に努めるものとする。

第7 運動の重点と取組み

運動の重点

- ① 子どもと高齢者の交通事故防止
- ② 自転車の安全利用の推進
- ③ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④ 飲酒運転の根絶
- ⑤ 交通安全新3S(シルバー・スロー・シー)運動の推進



重点1 子どもと高齢者の交通事故防止

春の交通安全県民運動では、新入学児童等に対する交通ルールの理解と交通マナーの習慣付けが重要課題であるとともに、交通事故死者数全体の半数以上を高齢者が占める交通事故情勢に的確に対処するため、子どもと高齢者自身の交通安全意識の高揚及び、一般の運転者の子どもと高齢者に対する保護意識の醸成を図る。

高齢者

- 参加・体験・実践型の交通安全教室に積極的に参加し、交通ルール・マナーを十分理解するとともに、自己の運動能力等を的確に認識し、歩行中や自転車乗用中における横断歩道等安全な場所での横断や左右の安全確認等の安全行動を実践する。
- 高齢運転者は、交通安全講習や運転適性検査を積極的に受け、加齢に伴う身体の機能および運転技能の変化を認識して、その能力に応じた運転に心がける。
- 70歳以上の高齢運転者は、高齢運転者標識(高齢者マーク)の表示に努める。

運転者

- 子ども、高齢歩行者等(高齢歩行者・電動車いす利用者、高齢自転車利用者)、高齢運転者を見かけた時は、減速、徐行、一時停止するなど、「思いやり運転」に努める。
- 夜間の運転においては、「夜間ハイビーム実践運動」を積極的に推進し、子ども、高齢者等の早期発見に努める。

家庭・地域・職場

- 子どもと保護者等と一緒に学ぶ交通安全教室等に参加し、新入学児童等に対する交通ルールの理解と交通マナーの習慣付けに努める。
- 子どもと高齢者等の交通安全について家庭等で話し合い、子どもや高齢者が外出する際には、交通ルールの遵守、反射材用品等の活用について「声かけ」を励行する等、子どもと高齢者に対する保護意識の醸成に努める。
- 地域や職場におけるあんしん歩行エリア、スクールゾーンや生活道路等の交通安全総点検を通じ、子どもと高齢者の安全な通行を確保する。



重点2 自転車の安全利用の推進

自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進することにより、自転車乗車中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を図る。

自転車利用者

- 「自転車安全利用五則」の遵守による安全かつ正しい交通行動を実践する。

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用



- ブレーキや前照灯等の点検・整備の励行と反射材用品の活用等により、自転車の安全性の確保に努める。

家庭・地域・職場

- 自転車利用者に対し、「自転車安全利用五則」を活用した交通ルールとマナーの周知と、安全かつ正しい交通行動の実践を呼びかける。
- 交差点、自転車道、歩道等における交通安全総点検を実施し、自転車利用者の安全な通行を確保する。
- 自転車利用者としての責任を自覚させるとともに、自転車事故被害者の救済を図るために、各種保険への加入を促進する。

重点3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底し、交通事故発生時における被害の防止・軽減を図る。

運転者・同乗者

- 車に乗る時は、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底する。
- チャイルドシートの着用の必要性和着用効果を理解し、乳幼児等を同乗させる場合は、必ず体格に合ったチャイルドシートを正しく使用する。

家庭・地域・職場

- シートベルトおよびチャイルドシートの着用の必要性和着用効果について話し合い、正しい着用を習慣付ける。
- 車で出かけるときは、お互いにシートベルトを着用するよう声かけを行う。